

2021年1月18日

特許庁総務部総務課制度審議室 御中

一般社団法人 電子情報技術産業協会
商標専門委員会

産業構造審議会 知的財産分科会 商標制度小委員会 報告書「ウィズコロナ／ポストコロ
ナ時代における商標制度の在り方について（案）」に対する意見

該当箇所	意見・理由
1. 模倣品の越境取引に関する商標法上の規制の必要性について	<p>報告書に記載頂いている通り、「日本国内に到達する時点以降を捉えて、新たに商標権侵害行為と位置づける方向で検討すること」に賛成する。</p> <p>欧州連合司法裁判所の ROLEX 判決と同様に侵害者が、輸入した個人なのか、域外の販売者なのかを明確には特定せず、とにかく「日本の登録商標がその指定商品・役務に付されている状態になっている商品」であって「商標権者から税関へ申請済」のものを税関で差止、廃棄等が可能となるよう関税法等の改訂を要望する。</p> <p>商標法における「業」要件削除或いは、輸入に限って「業として」で無くても侵害とみなす、といった商標法改正までは行う必要はないと考える。</p>

以上